

入江泰吉記念奈良市写真美術館中央監視盤
及び火災報知受信機貸借業務

仕様書

奈良市市民部
文化振興課

奈良市（以下「発注者」という。）が、発注する入江泰吉記念奈良市写真美術館内に設置されている中央監視盤及び火災報知受信機の設置に係る賃貸借について、受注者（以下「受注者」という。）が実施すべき事項は、次のとおりとする。

第1章 総則

1. 目的

入江泰吉記念奈良市写真美術館内に設置されている中央監視盤及び火災報知受信機の設置に係る設備の更新並びに既存設備機器の撤去を行うものである。

2. 賃貸借期間 令和9年3月1日から令和19年2月28日まで（120か月間）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

尚、契約日から令和9年3月1日までは、設備等設置及び切替期間とする。

但し、半導体の不足等により搬入が遅れた場合、発注者及び受注者で協議の上、最大令和9年3月31日まで、賃貸借開始日を変更することができる。その場合においても、賃貸借契約は120か月間とし、初月及び最終月の賃貸借については、日割り計算にて算出することとする。

3. 賃貸借場所

奈良市高畑町600番地の1 入江泰吉記念奈良市写真美術館

4. 納入期日

令和9年3月1日より中央監視盤及び火災報知受信機が正常に作動できること。

5. 賃貸借料

第2章、第3章に掲げる中央監視盤及び火災報知受信機の賃貸借料とし、長期継続契約期間における月々の賃貸借料は同額とする。なお、賃貸借料には、設計から機器の設置や撤去、配線工事から切替までの構築及び保守作業等までの全てを含むものとする。また、使用の開始日又は使用の終了日が、上記契約期間内にあって月の中途である場合、その月の賃貸借料は当該月の日数を分母として日割り計算で、支払うものとする。

6. 落札後の打合せ

受注者は落札後速やかに、発注者と仕様の細部について打合せを行うものとする。

7. 提出書類

受注者は、次に掲げる書類を別途指定の期日までに、発注者に提出する。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 着工届 | 1 部 |
| (2) 工程表 | 1 部 |
| (3) 作業責任者届（経歴書含む） | 1 部 |
| (4) 完成届 | 1 部 |
| (5) 完成図面 | 2 部 |
| (6) 完成写真（作業前後） | 1 部 |
| (7) 試験成績表 | 1 部 |
| (8) その他発注者が必要とする書類 | |

8. 受注者の業務

本業務において、仕様書に明記されていない事項についても、業務の性質上必要と認められるものは、発注者受注者協議の上、施工しなければならない。

9. 設置業務の再委託

受注者が設置業務を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得るものとする。

10. 試験と操作説明

受注者は、新設機器の動作試験、切替後は総合試験を行うものとする。また必要に応じて引渡し機器の操作説明を行うものとする。

11. 検査及び検収

発注者が行う検査に合格したことをもって検収とする。

12. 申請手続

本業務の施工、完成に伴う消防署への申請手続きは、受注者が代行する。

13. 事故や災害

本業務の遂行中の事故や災害については、すべて受注者の責任において処理する。

14. 疑義の解釈

- (1) 本仕様書は、設備の概要について述べたものであり、設備構成上当然と認められるものについては、受注者の責任においてこれを行うこと。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、受注者は速やかに発注者と文書で協議

のうえ決定することとし、受注者の一方的な解釈によってはならない。

- (3) 本仕様書に明記してある事項で、設備の構成上及び運営上支障のない範囲で行う変更は、発注者受注者協議のうえ施工すること。

15. 守秘義務

受注者及び受注者の従業員である者又はあった者は、本業務にあたり、発注者及び対象施設に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

16. 撤去機器の廃棄処理

廃棄処理する撤去機器等については、環境保護のため再生資源の利用出来る物及び出来ない物と分別し処理すること。産業廃棄物については、法令等に準拠した手順に従いマニフェスト伝票により適切・確実に処理を行い提出することとする。

17. その他

設備機器の更新については、本仕様書の他、「電気通信設備工事共通仕様書」「土木工事共通仕様書」「電気設備技術基準」「消防法」他、電気通信事業法及び総務省令に定める技術基準に基づいて施工すること。また、この仕様書に定めない事項について、必要があるときは発注者受注者協議の上、文書にて取り決めるものとする。

第2章 施工の仕様

1. 基本仕様

- (1) 本仕様書に定める機器の施工等にあたっては、関係法令及び条例・規則等を遵守しなければならない。
- (2) 施工前に、現地の事前調査・聴取調査を実施し、基本設計書を作成する。基本設計書は、施工実施までに奈良市に提出し、事前承認を得ること。
- (3) 本業務に使用する機器材及び材料は、受注者の責任において品質保証できる信頼性の高いものを使用すること。
- (4) 施工等は、原則閉館時間帯に実施すること。
ただし、館の運營業務に支障を及ぼさない作業については、発注者の事前承認を受けた場合に限り、開館時間帯でも作業可能とする。
閉館時間帯とは、毎週月曜日の午前9時から午後5時までとする。
- (5) 騒音、振動を伴う作業は、事前に発注者の承認を受けたのち閉館時間帯で実施すること。
- (6) 疑義が生じたときは、その都度発注者と受注者とが協議し解決のうえ進める。

第3章

1. 中央監視盤 (別紙システム構成図 参照)

(1) 中央監視装置 savic-net G5

最大管理点数：200 点

〈ハードウェア〉

savic-net G5 コンパクトモデル壁掛け

〈周辺機器〉

UPS (1KVA、10 分)

既設リモート接続用インターフェース BOX (NIT 収納)

〈基本機能〉

ソフトウェアライセンスキット

〈ポイント・通信関係〉

ポイント管理×200 ポイント

アラーム 上下限監視×30 ポイント

〈管理〉

データ集計×60 データ

チャート×5 ページ

日週月年報×2 ページ

ログ

〈制御〉

カレンダー×1 プログラム

スケジュール×10 プログラム

条件演算×10 プログラム

火災時制御×10 プログラム

2. 火災報知受信機

(1) 種別 P型1級複合受信機 蓄積式 壁掛型

(2) 表示方法

(a) 地区表示部 火災表示 40回線 窓式

(b) LED表示部

・火災代表灯、システム状態灯 他

・7セグメントLED×3桁(回線、エラーコード 他)

(c) 付属諸警報表示部(6窓) 予備 6L

(3) 主音響方式 音声警報、火災時スイープ音響

(4) 操作方式 押釦スイッチ

(5) 通話方式 ジャック式

(6) 機能

(a) 定期試験機能

(b) 音声ガイダンス機能

(c) 誤操作防止機能

(d) 履歴機能

(e) 電源シャットダウン機能

(f) 汎用移信停止スイッチ(2個)

(7) 外部移信出力(無電圧a接点)

火災代表 4点(移信停止) 1点(停止なし)

(8) 回線内訳

・火災表示	9L
・防排煙	9L
・排煙機 運転・故障	2L
・消火ポンプ 運転・故障・水槽水位異常	8L
・衛生設備 表示	4L
・空調設備 表示	3L
・自家発 表示	2L
・予備	3L

合計 40L

(9) 地区音響装置は電鈴とする。